

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-113
処分の種類	原因者への費用負担命令、公園予定地における準用			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第13条、第33条第4項			
処分の概要	都市公園に関する工事以外の工事又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用の原因者負担（公園予定地に準用）			
処分基準 （未設定の場合 はその理由）	<p>未設定（法令の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】 都市公園法第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
基準の制定根拠	都市公園法第13条			